

三宅村来島自粛要請影響事業者支援金 (宿泊事業者40万円・その他事業者15万円)の申請について (申請期限の延長)

事業名	三宅村来島自粛要請影響事業者支援金	
目的	島内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のために三宅村が行った観光客等への来島の自粛要請により経済的に大きな影響を受け、 <u>「東京都感染拡大防止協力金」及び「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」の対象とならなかった村内事業者</u> に対し、施設設備の維持のほか、安定経営の一助に向けた支援を行うことを目的とします。	
対象者	<p>支給対象者は、次のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 来島者の減少により、事業所の収入が減少した者</p> <p>(2) 令和2年4月7日時点で三宅村内に主たる事業所を有している者</p> <p>(3) 確定申告をしている者</p> <p>(4) 「東京都感染拡大防止協力金」及び「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」の対象者でない者</p> <p>※2以上の事業形態を持つ事業者については、いずれか一つの業種のみを対象とします。</p>	
給付額	宿泊事業者 40万円	その他事業者 15万円
申請書類	<p>①申請書（印鑑が必要）</p> <p>②確定申告書（直近のもの）の写し</p> <p>③支払先口座がわかるもの（通帳の写しなど）</p> <p>※上記3点は、申請書に必ず必要となることからご確認のほどよろしくお願ひします。 また、役場及び各出張所で無料でコピーを取ることも可能ですのでご利用ください。</p>	
申請期間	令和2年6月15日(月) ～ 令和2年12月28日(月)	
個別案内	対象者へは、今後、個別にご案内します。	
申請方法	三宅村役場 観光産業課（郵送でも可） 又は 各出張所にご提出ください。	
振込時期	申請書の受付・審査が終了した方から、速やかにご指定の口座へ振り込みます。	
留意事項	<p>※受給後に、東京都感染拡大防止協力金の対象となった場合には返還していただきます。</p> <p>※後日、確認のため東京都からの支給もしくは不支給に関する通知の写しをご提出いただきます。</p>	

※三宅村来島自粛要請影響事業者支援金の支給を利用した詐欺行為が懸念されています。三宅村役場の職員以外が申請書等についてお問い合わせすることはありませんので、十分にご注意ください。

※※ 「三宅村来島自粛要請影響事業者支援金」についてのお問い合わせ先 ※※
 三宅村役場 観光産業課 観光商工係 ☎5-0920